

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>



みんなのふるさとへ 学校ビオトープ竣工!



甲良東小学校で児童らがモロコを放流。
(3面に関連記事)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 5 ふるさと納税の報告 | 9 「児童扶養手当法」の一部改正のお知らせ |
| 6 後期高齢者医療制度のご案内 | 14 第66回 人権週間 |
| 8 個人住民税の特別徴収徹底のお知らせ | 16 除雪作業にご理解とご協力を |

甲良養護学校が滋賀県知事表彰を受賞

11月6日、県立甲良養護学校の木下校長らが町長を表敬訪問し、平成26年度社会福祉事業功労者等表彰での滋賀県知事表彰の受賞を報告しました。

長年にわたり地域住民との交流を大切にし、福祉活動に積極的に取り組んでこられたことが評価され、平成24年度の県社会福祉協議会会長表彰につづく受賞となりました。

「今回の受賞は地域の皆さんの温かい支えとすばらしい環境の賜物」という同校は来年開校20周年を迎えます。これからも地域とともに歩む学校として活動を続けてくださることでしょう。おめでとうございます。



町の皆さんのために役立てて～東小が町社協へ米を贈る

11月12日、町立甲良東小学校5年生が甲良町社会福祉協議会に米を寄贈しました。

5月の田植えを経て9月に児童らが収穫した米で、1俵分(30kgを2袋)を贈呈し、受け取った同社協事務局長の高橋守さんは「ありがとうございます。町の社会福祉のために役立てたい。皆さんも社会福祉について学んでいただければ。」と笑顔で謝意を表しました。

また、5年生はこの日、親子活動でカレーライスを作り、自分たちで収穫した新米に舌鼓を打ちました。



第62回彦根城まつりパレードに甲良甲冑隊参上！ 平成26年11月3日(月)祝日

甲良甲冑隊の紹介

平成22年に開催された「高虎サミット in 甲良」で手作り甲冑行列があり、その際に、在土区は「藤堂高虎隊」、尼子区は「尼子武者隊」として誕生しました。その後、双方の交流や、活動の場を広げる目的で「甲良甲冑隊」を発足し現在に至っています。

当初の製作にあたっては、尼子氏の関係で親交のある島根県広瀬町(現 安来市)から講師を招き甲冑製作に取り組んできました。

この甲冑は厚紙で作っており、何人もの人がパーツごとに分かれ心を込めて製作をした賜物です。この活動により、手作りの楽しさや、共同作業による仲間づくりなど色々なことを学んだとのこと。

今後もこの活動を通じ甲良町の観光PRを行っていきます。



【問合先】 甲良町観光協会(産業課内) ☎ 38-5069

ほら見て！こんなにたくさんとれたよ！！

秋も深まった10月中頃、町内の保育センターでイモ掘りが行われました。

開始の合図とともに園児らは一斉に移植ゴテを使ってつるの先を掘り返し、次々と大きく育ったサツマイモを収穫しました。このイモの苗は春に園児らが祖父母らと植えたもので、喜びもひとしおといった様子でたくさんの収穫に目を輝かせていました。

また、芋掘りのあとはイモのつるでリースを作ったり、サツマイモの絵をかいたり秋ならではの活動を楽しみました。



学校ビオトープ竣工

11月10日、秋の穏やかな日射しに包まれ行われた竣工式。町立甲良東小学校ではPTAや地元商工会の協力を得ながら、(株)滋賀銀行の学校ビオトープ作り補助金を元に校内の整備をすすめてきました。

児童や来賓によるテープカットとともにファンファーレが高らかに鳴り響くと、会場からは大きな拍手が沸き起こりました。

またこの竣工に際し、東近江市立愛東北小学校の児童が大切に育てたカワバタモロコ(県のレッドデータリストに記載)100匹(雌雄各50匹)が贈呈され、東小の1~3年生がビオトープに放流しました。厳しい冬を越え、来年の夏にはたくさんの新たな命が誕生してくれることでしょう。

式典後には記念公演として滋賀県警察音楽隊の演奏会が行われ、迫力の演奏に児童らは目を丸くしていました。



なお、児童のネーミングコンテストにより図書館側のビオトープは「ふれあいの森」、南側のビオトープは「みんなの森」と名付けられました。生き物や自然を大切に親しむ場として、また児童の憩いの場としても活用が期待されます。



《平成 26 年度 人権尊重と 部落解放をめざす町民のつどい》 開催！！

人権尊重と部落解放をめざす町民のつどいが 11 月 2 日、甲良町公民館 2 階多目的ホールにおいて開催されました。当日は天候が心配されましたが、約 280 名という多くの参加者がつどい、差別のない明るい甲良町をめざして盛大に行われました。オープニングは、地元甲良町の「朗読クラブ」の皆さんによる『雲』（あまんきみこ作）を臨場感たっぷりに披露していただきました。続いて開会行事に移り、人権啓発入選作品の発表、その後ノンフィクション作家として著名な柳田邦男さんに、『いのちを支える言葉』と題してご講演をしていただきました。これまで多くの事件や事故を見つめてこられた体験をもとに、言葉と生きる力、たった一言の持つ意味・重みを静かな語り口の中にも熱く語っていただきました。



【人権啓発標語作品 入選作】

- ★人権の仲間づくりで郷づくり 相互理解で町づくり
甲良町下之郷 藤居 桂三さん
- ★高めよう一人一人の人権意識！まずは、自分・家族・職場から
甲良町池寺 村西 儀昭さん
- ★他人事？何の事？そんな事？ 考えなおそう人権の事
古河 A S (株) 山本有佳子さん
- ★自分がされていやな事 人にはしない思いやり
古河 A S (株) 喜多久美子さん
- ★ありがとう 優しい言葉が 心をつなぐ
近泉合成繊維(株) 茶木 信雄さん
- ★何気ない 意識と言葉に ある差別
(株)日立物流フロンティア 山本 喜之さん
- ★作ってませんか？あなたの基準 忘れてませんか？一人ひとりが違うこと
ユニバーサル製缶(株) 小峰 正樹さん
- ★人権は 忘れちゃいけない 必需品
ユニバーサル製缶(株) 中村 有希さん
- ★差別の芽 なくそう 私の勇気の 一言で
(株)永楽屋 宮崎ふみ子さん
- ★差別はダメよ～ ダメダメ
(株)永楽屋 寺嶌 一剛さん
- ★大丈夫？ その一言で救われる 誰でも出来る 大仕事
犬上川沿岸土地改良区 川嶋 晃太さん

【人権啓発ポスター作品 入選作】

- ★ユニバーサル製缶(株) 佐野 恭裕さん

全国のみなさまから、 たくさんのご寄附をいただきました。

- 寄附をしていただいた方 2,158名 (10月31日現在)
- 寄附金総額 4千5百41万9千円
- 特産品 甲良米、こうらの天然水

去る8月に、甲良町の特産品を全国にPRするために、「特産品付き甲良町ふるさと応援寄附金」を企画しましたところ、甲良町を応援して下さる全国のみなさまから、教育施策や福祉施策などの充実のために使っていただくようにと、たくさんのご寄附をいただきました。今後甲良町の諸施策に、大切に使用させていただきます。

○甲良町に寄せられた「応援メッセージ」の一部を紹介させていただきます。

- ・ 幻の甲良米を応援しています。
- ・ これからの日本は、地方の活性化がキーポイントになると考えております。甲良町の良き文化と歴史、良き自然の保全と活性化を期待しています。
- ・ 高齢者の多い地域かと思しますので、福祉に活用して下さい。
- ・ 歴史ある甲良町の美しい自然環境をこれからも守り続け、より住みやすい環境になりますようにお祈り申し上げます。
- ・ 将来の日本を担う人材を、地域から輩出してください
- ・ 地域が元気になることが大切です。頑張ってください。
- ・ もうすぐ出産です。美味しい甲良米を食べて母乳育児を頑張りたいです。
- ・ 小さな子供を持つ親として、子育てに関する事業に活用してください。
- ・ 日本の元気は地方から、甲良町を応援しています。
- ・ 小学生の娘が今、社会科で都道府県の名前を覚える宿題を頑張っています。その中でびわ湖のある滋賀県にとっても興味を持ちました。私はふるさと納税で甲良町を知りました。ぜひ夏休み中に滋賀県を旅行し、甲良町の田畑を見たいです。
- ・ 未来の子供たちの教育に役立つ投資をお願いします。



後期高齢者医療制度のご案内

後期高齢者医療費制度は、医療機関の窓口での自己負担額を除いた医療費について以下の割合で負担し、高齢者の医療を国民みんなで支える制度です。

国、県、市町が負担する公費	約 5 割
若い世代の支援金	約 4 割
高齢者の保険料	約 1 割



○保険料の納め方

特別徴収・・・年金からのお支払い

普通徴収・・・口座振替や納付書でのお支払い

特別徴収の対象者	・年金が年額 18 万円以上の方で、下記の普通徴収に当てはまらない方	年 6 回に分けてお支払いいただきます。
普通徴収の対象者	・後期高齢者医療制度に加入した最初の半年間 ・年金が年額 18 万円未満の方 ・介護保険料と後期高齢者医療保険制度の保険料の合計額が年金の半分以上の方 ・他の市区町村から転入された方 など	7 月から 3 月の年 9 回に分けてお支払いいただきます。

☆特別徴収の対象者でも、申し出により口座振替によるお支払いを選択できます。

○医療費が高額になったとき

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

・申請手続は初回のみで、その後同様に支給対象となれば自動的に振り込まれます

・75 歳到達月には、誕生日前の医療保険制度（国保、職場の健保、共済組合、協会けんぽなど）と誕生日以後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ本来の 2 分の 1 になります

「自己負担限度額」（月額）

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ● 医療費が 267,000円を超えた場合は、（医療費－267,000円）×1%を加算 ● 過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

○入院したときの食事代の自己負担について

所得区分		1 食当たりの負担額
現役並み所得者、一般		260円
低所得Ⅱ	90日までの入院過去	210円
	12カ月で90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

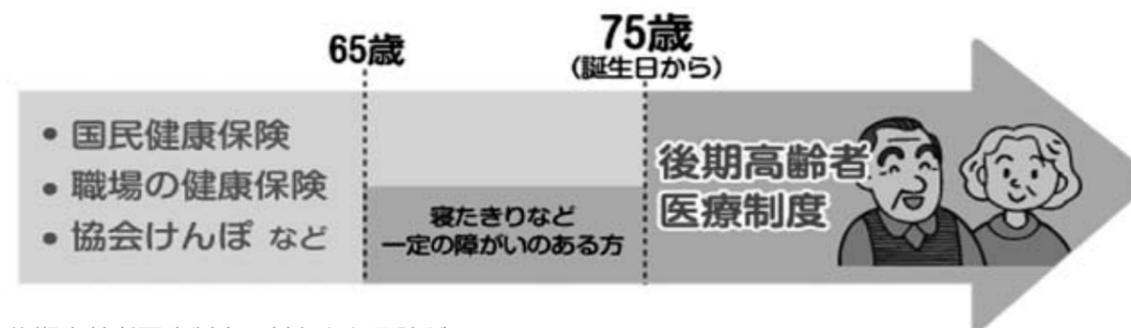


住民税非課税世帯の方が入院されるときに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていると、入院時の食事代負担額が、所得区分「一般」の場合と比べて低額になります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請については、住民課までお問い合わせください。（注意）所得区分が「現役並み所得者」「一般」の方は、上記認定証の交付対象外ですのでご注意ください。

○障害認定について

65 歳以上 75 歳未満の方で、滋賀県後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することが出来ます。



後期高齢者医療制度の対象となる障がい

- ①身体障害者手帳 1 級から 3 級のすべて
- ②身体障害者手帳 4 級の一部（音声・言語・そしゃく機能障害と下肢機能障害の一部）
- ③療育手帳 A（重度）
- ④国民年金法による障害基礎年金 1・2 級
- ⑤精神障害者福祉手帳 1・2 級

手続きの方法

- ・65 歳から 74 歳で障害認定により加入を選択される場合は、住民課で申請手続きをしてください。（申請日からの加入となります。）
- ・障害認定による加入を撤回するときは、申請が必要です。（申請日から喪失となります。）

手続きに必要なもの

- ・確認書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害基礎年金証書など）
- ・印鑑（認印）
- ・現在加入している医療保険の被保険者証

【問合先】 住民課 ☎ 38 - 5063

◆滋賀県と県内すべての市町から事業主の皆様へ重要なお知らせです◆ 平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

まだ特別徴収を実施していただいていない事業者の方は準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収制度とは

- 個人住民税(市町民税、県民税)の特別徴収制度は、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(引き去り)し、納入していただく制度です。
- 地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のしくみ

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を各市町よりお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収(引き去り)し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただきます。
- 従業員が常時10名未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を2回とすることができます。

特別徴収のメリット

- 給与所得者(従業員)は…
 - ◎毎月、給与から徴収(引き去り)されるため、納め忘れがありません。
 - ◎納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
 - ◎納期が、普通徴収(納付書、口座振替による納付)の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。
- 給与支払者(事業者)は…
 - ◎市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

特別徴収の手続きは

制度や手続きについて詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

【問合先】 税務課 ☎ 38 - 5064

お知らせ 無料相談実施

滋賀県行政書士会彦根支部では、社会貢献及び行政書士制度広報の目的から無料相談を実施します。お気軽にお越しください。

場 所 甲良町役場 第3会議室
日 時 平成26年12月19日(金) 13:00~15:00
内 容 相続・許認可・遺言等

【問合先】 総務課 ☎ 38 - 3311

平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されます

大切なお知らせです!

これまで、公的年金*を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

* 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考：児童扶養手当の月額> (平成26年4月~)

- ・子ども1人の場合
 - 全部支給：41,020円
 - 一部支給：41,010円~9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・子ども2人以上の加算額
 - 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

*受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、保健福祉課へご相談ください。

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

平成26年12月より前であっても、事前に申請が可能です。

支給開始日

- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

- ◆平成26年12月~平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

詳しくは、下記担当課へお問い合わせください。

【問合先】 保健福祉課 ☎ 38 - 5151

介護予防教室開催中！

10月より、基本チェックの結果、機能向上の必要な方に対して、口腔機能向上・栄養改善の介護予防教室を開催しています。

教室は、毎年3回シリーズで行っています。
教室の様子を少し紹介します。

《食の匠教室》



健康に生活できる期間『健康寿命』を出来るだけ長くするために、どの様な日常生活を送れば良いのか、低栄養予防のための食生活を中心に講義を受けていただきました。その後は事前に実施した食事と日常生活の調査結果をもとに、食生活における注意点、改善が必要な点の個別指導を受けられました。

食品のカロリーや部類が詳しく分かる食品カードを用いた食品バイキングで自身の日頃のカロリー摂取を調べました。



《かむカム教室》



歯磨きのポイントや入れ歯の手入れ方法など、口腔ケア全般についてのお話を伺い、口腔リハビリの方法を教えてくださいました。

口腔内の状態を健康に保つことが、介護予防につながる話にみなさん驚き、口腔ケアの大切さを実感していただきました。

口腔ゲームで楽しみながら口の体操をしています！



今月の介護予防教室予定

事業名	開催日	開催時間
筋力トレーニング教室 第25期生	毎週火曜・金曜	13:30~15:30
サロン 募集中	火曜サロン	毎週火曜日 9:30~11:30
	木曜サロン	毎週木曜日 9:30~11:30
脳力塾	10日(水曜開催)	13:30~15:30
転倒予防教室 募集中 (若干の余裕あり)	Aグループ⇒	11日・25日(木曜開催) 13:30~15:00
	Bグループ⇒	12日・26日(金曜開催) 10:00~11:30

「住み慣れたまちで安心して最後を迎える」～住民のつどい～

「エンディングノート」上映会のお知らせ

在宅で看取りについての認識を深め、自らが望む場で最後を迎えられる地域づくりの推進を目的に、映画の上映と在宅看取りを経験された介護者の方、かかりつけ医、訪問看護師からその実際を報告していただきます。

ガンで余命宣告された夫と家族とのドキュメンタリー映画です。

○第1部

映画「エンディングノート」上映

※エンディングノートとは

人生の最後を迎えるにあたり、医療や介護の希望など自身の思いや希望を家族などに伝えるためのノート

○第2部

「在宅看取りの実践報告」～当事者の立場から、かかりつけ医の立場から、訪問看護師の立場から～

●日 時：平成27年1月25日(日) 13:30~16:15 (受付 13:00~)

●場 所：ハーティーセンター秦荘

●参加費：無料

●定 員：300人

●申し込み：平成27年1月9日(金)までに下記へお申し込み下さい。

●問い合わせ：滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)

☎21-0283 FAX:26-7540

高齢者・障がい者 なんでも相談会

in 湖東地域(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)

悪徳商法や財産管理、相続、福祉の制度、法律のことがわからない…etc 現在、生活するうえで困っていることや将来に不安のある高齢の方や障がいのある方、また、そのご家族や親せきの方などなたからでも相談をお受けします。

弁護士
司法書士
社会福祉士
が内容に応じて
相談をお受けします!



また、高齢の方や障害のある方を支援している福祉関係者の方も相談していただけます。どうぞ、お気軽にお越しください☆

①	平成26年	12月19日(金) 13:30~16:30	愛荘町立福祉センター愛の郷 滋賀県愛知郡愛荘町市731
②	平成27年	3月1日(日) 13:30~16:30	彦根市障害者福祉センター 滋賀県彦根市平田町594

【問合先・事務局】 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX:22-2841

【問 合 先】 愛荘町社会福祉協議会 ☎42-7170 FAX:42-7178

豊郷町社会福祉協議会 ☎35-8060 FAX:35-5234

甲良町社会福祉協議会 ☎38-4667 FAX:38-4668

多賀町社会福祉協議会 ☎48-8127 FAX:48-8140

主催：彦根市社会福祉協議会・愛荘町社会福祉協議会・豊郷町社会福祉協議会・甲良町社会福祉協議会・多賀町社会福祉協議会

協力：彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・湖東健康福祉事務所・滋賀県社会福祉協議会

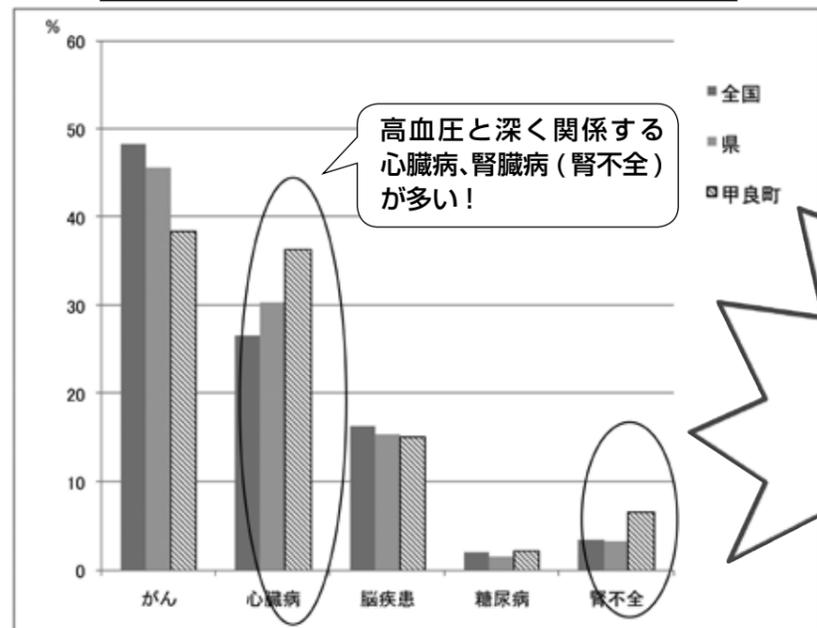
甲良町の健康状態は？

みなさん、健診などでご自身のからだの健康チェックはできていますか。

甲良町では、約3割の方が加入する国民健康保険（国保）で特定健診を実施しています。その結果から、みなさんの身体の健康状態を考えてみましょう。

甲良町民はどんな病気で死亡しているの？

疾患別死亡割合の比較

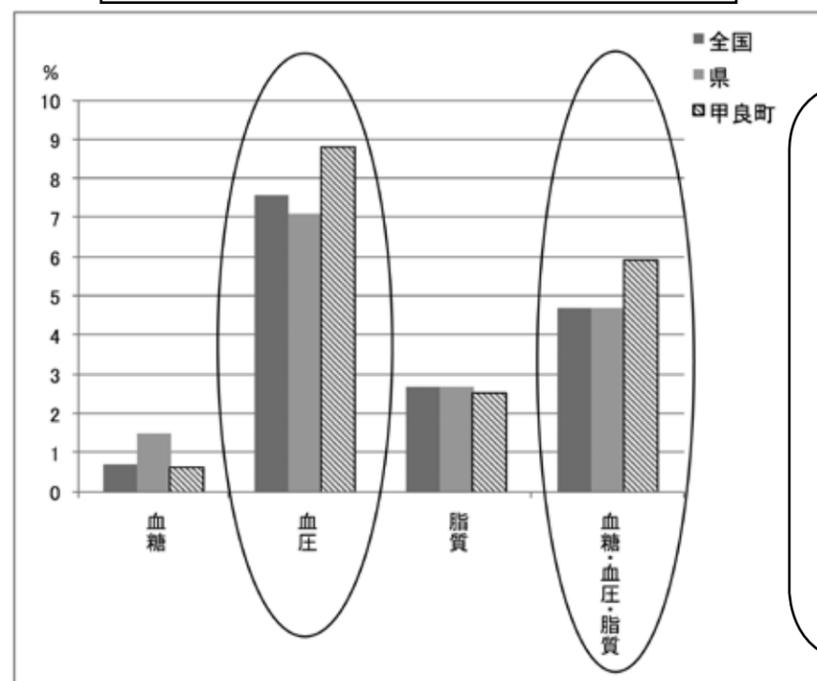


高血圧と深く関係する心臓病、腎臓病（腎不全）が多い！

血管の病気である心臓病・腎臓病で亡くなる方が多い

病気になる前に身体の状態が確認できるのが、健診です。甲良町民の特定健診の結果からみる状態は……

健診結果で異常値のあった項目の割合

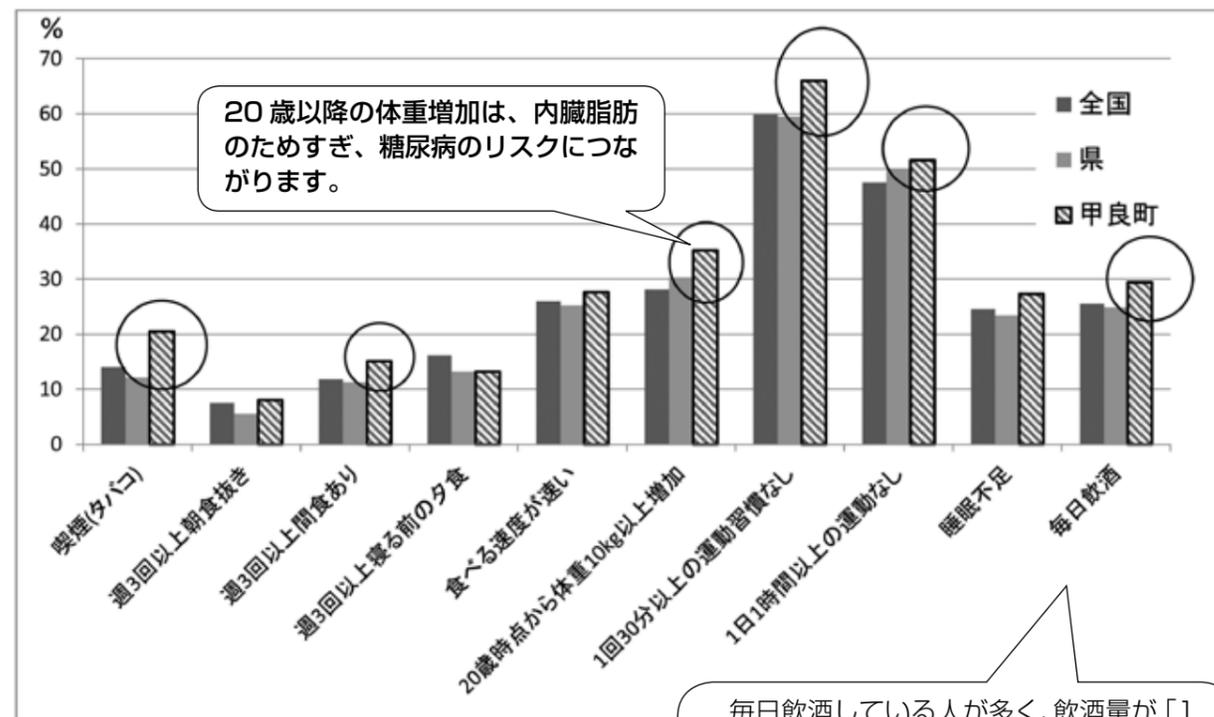


甲良町民は高血圧の人が多い。さらに高血圧プラス高血糖や脂質異常が重なっている人の割合が高い。3つのリスクがそろると……心臓病を発症する危険性が36倍高くなります！だから甲良町民は心臓病の死亡割合が高いといえます。

※ グラフは全て平成25年度国保加入者2,343人の健診結果より作成

高血圧・高血糖・脂質異常はどうして起こるのでしょうか。甲良町民の生活をみてみましょう。

甲良町民の生活習慣の状況は……



20歳以降の体重増加は、内臓脂肪のためすぎ、糖尿病のリスクにつながります。

毎日飲酒している人が多く、飲酒量が「1合以上」の人の割合が全国・県では36%前後であり、甲良町の場合は51%と高く、習慣的に飲酒している人が多いといえます。

血管の病気の原因となるメタボ（内臓脂肪症候群）、高血圧が多い理由は……

間食を含めて食べる量が多い
運動不足による体重増加
飲酒や喫煙者が多い

という傾向が見えてきました。

あなたにも、あてはまるものがありますか？

若々しく元気な血管を保つために

生活の見直しが必要な方や、健診結果が心配な方は、保健師までご相談ください。

【問合先】 保健福祉課 ☎ 38 - 3314

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に人権の発展を更に推進するよう呼びかけています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第66回人権週間」として、甲良町をはじめ各市町が関係機関の協力を得て、各種啓発活動を実施しようとするものです。

- ◎あなたの人権は守られていますか。
- ◎他人の人権を侵していませんか。



北川町長が一日人権擁護委員に

この機会に、人権についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、下記法務局等へ遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



啓発活動に疾走する大橋人権擁護活動部会長

人権相談ダイヤル	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810

～女性への暴力を許さない社会づくり～

男性優位の考え方は、男性が女性を支配の対象とみたり、女性を所有するという意識につながることもあり、女性にむけられる暴力などの背景となってきました。

●ドメスティック・バイオレンスとは

近年、社会問題化している「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、夫婦や恋人など親密な男女間における、主に男性から女性に対する暴力のことで、社会的・身体的・精神的・性的・経済的暴力などの形態があります。これらの問題の解決をめざして、2001年（平成13年）10月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行されました。この法律を受けて、被害者に対する公的な相談や支援体制が整備されました。また、加害者が感情のコントロールや暴力を用いない問題解決の方法を身につける取り組みも始まっています。

●セクシュアル・ハラスメントとは

「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることです。たとえば職務上の地位を利用して性的関係を強要することはもちろん、酒席でお酌を強要したり、職場でヌードポスターを掲示したりすることも該当します。セクシュアル・ハラスメントは、職場だけでなく、地域や学校などの力関係や上下関係があるところでおこりがちです。女性ははっきり拒絶することが大切ですし、男性はそれが女性に対する人権侵害であることを自覚しなければなりません。社会全体にセクシュアル・ハラスメントを許さない風潮をつくる必要があります。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントのほか「性犯罪」や「売買春」、「ストーカー行為」なども女性に対する暴力といえます。女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の実現が求められています。

お願い

町民意識調査にご協力ください

12月初旬より町民意識調査を実施します。この調査は、人口減少対策として若者定住・移住支援策を策定するにあたり、若者のご意見を調査するものです。対象者は、町内在住の20歳から40歳までの方で、無作為に1,000名を抽出し実施します。

ご自宅に調査表が届きましたら、ご協力をお願いします。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061

誕生日

天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう!



うえの そうだい
上野 壮太ちゃん
12月2日生（下之郷）



やまぐち まなと
山口 愛叶ちゃん
12月2日生（池 寺）



ゆるぎ しょうま
方木 将真ちゃん
12月14日生（呉 竹）

平成27年2月号『天使のほほえみ』への掲載希望（H26年1月生のお子さん）の方は、12月17日（水）の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061
保健福祉課 ☎38-3314



除雪作業にご理解とご協力をお願いします！



甲良町では、10～15センチメートル程度の積雪を目安に除雪作業を行います。
除雪作業は主に早朝の通勤、通学時までには終了するように努めていますが、大雪のときや明け方に降ったときは間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。
また、除雪作業をスムーズにくまなく行うため、次の点についてご理解ご協力をお願いします。

1. 路上駐車はしないでください。

除雪作業の障害は、路上駐車です。路上駐車があると、除雪作業を大幅に遅らせるばかりか、除雪車が先に進めず作業ができない場合があります。
また、看板やプランター等も路上に置かないよう注意してください。

2. 玄関先の雪は自分で除雪してください。

除雪車が通った後は、玄関先に雪が残るときがあります。除雪作業では、短時間で広範囲を一斉に除雪する必要があり、玄関先まで手が回りませんので、各自で除雪をお願いします。

3. 道路に雪を出さないでください。

道路上の雪はスリップ等の原因になりますので、除雪した雪は、路肩や通行に支障とならない所に積むなどしてください。

4. 夜間・早朝の除雪に協力をお願いします。

朝の通勤・通学のため、夜間・早朝の除雪が必要になるところがあります。除雪車の音や振動があると思われかもしれませんが、ご理解をお願いします。

5. 除雪車には近よらないでください。

除雪作業中は大変危険です。除雪車には決して近よらないでください。

町民の皆様お一人おひとりのご協力により、
大きな排雪効果が得られます。ぜひご協力をお願いします。

【問合先】 建設水道課 ☎ 38 - 3581

お知らせ 年末年始の救急歯科診療について

年末年始の救急歯科診療を下記の診療所で行います。

12月29日(月)	杉本歯科医院	彦根市蓮台寺町 50-50	☎ 28-2604
12月30日(火)	北村歯科医院	彦根市平田町 137-7	☎ 24-1050
12月31日(水)	島野歯科医院	彦根市城町2丁目 2-8	☎ 22-0476
平成27年1月1日(木)	中山歯科医院	彦根市芹橋2丁目 3-3	☎ 22-7307
1月2日(金)	井本歯科医院	彦根市原町 504-35	☎ 22-7757
1月3日(土)	K 歯科医院	彦根市長曾根南町 448-7	☎ 22-7788

診療時間：9：00～15：30

し尿収集カレンダー 【平成27年1月】

日(曜日)	午前 / 集落	午後 / 集落
5日(月)	呉 竹①	呉 竹①
6日(火)	小川原①・呉 竹①	小川原①・呉 竹①
7日(水)	小川原①・呉 竹①	不 定 期
9日(金)	尼 子①・呉 竹①	尼 子①・呉 竹①
13日(火)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
14日(水)	長寺西①・長寺東①	—
15日(木)	北 落①②③・下之郷①・正楽寺①③	北 落①②③・下之郷①・正楽寺①③
19日(月)	金 屋①②③	金 屋①②③
20日(火)	法養寺①②	法養寺①②
21日(水)	在 士①・呉 竹①・横 関②③	不 定 期
23日(金)	池 寺①②	池 寺①②
26日(月)	長寺西②・長寺東②	長寺西②・長寺東②
27日(火)	長寺西②・長寺東②	不 定 期
28日(水)	小川原②③・呉 竹②③	小川原②③・呉 竹②③
30日(金)	長寺西③・長寺東③	長寺西③・長寺東③

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合先】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎ 35 - 5205 FAX 35 - 5206

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月1日～12月31日までに納めた保険料の全額です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子様)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！

【問合先】 彦根年金事務所 ☎ 23 - 1114

ねっと湖東 新春講演会 どうなる日本！地域経済の明日を読む

彦根・愛知・犬上地域の5つの商工会では、平成27年1月18日に、テレビ、ラジオ等でおなじみの須田慎一郎さん（写真）を講師に迎え、新春講演会を開催します。

入場は無料となっておりますので、ご近所お誘い合わせの上、是非ご拝聴頂きますようお願い申し上げます。

多数のご参加をお待ちしております。

開催日：平成27年1月18日（日）14:00～15:30

会場：愛荘町立ハーティーセンター 秦荘 大ホール
（愛知郡愛荘町安孫子822）

講師：須田慎一郎さん（経済ジャーナリスト）

申込先：甲良町商工会 ☎38-3530



スポーツ 「スペシャルオリンピックス日本・滋賀」設立！

●スペシャルオリンピックス（以下SO）とは？

知的発達障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングと競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織です。いつもどこかで活動しているということから「オリンピックス」と複数形で表現しています。

●準備組織から正式な地区組織へ

滋賀県では今年10月にSO日本（以下SON）から認証を受け、「SON・滋賀」が新たにスタートを切りました。

湖東地域では、バスケットボールと卓球のプログラムを定期的開催し、活動の輪を広げています。

●募集

SON・滋賀では現在、活動を支援していただけるボランティアを募集しています。競技経験のあるなしに関わらずご参加いただけますので、お気軽にお問い合わせ下さい。詳細は、下記担当（吉川）まで。



【問合せ先】 社会福祉法人とよさと ステップアップ21 ☎35-0008

お知らせ パスポートセンター「米原出張窓口」からのお知らせ

年末年始（12月29日～1月3日）および1月13日は県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には平日の火・水・木曜日にお越しください。なお、大津の窓口（ピアザ淡海1階、大津市におの浜1丁目1-20）は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除き、申請受付業務を行っています。

【問合せ先】 滋賀県パスポートセンター ☎077-527-3323



石油ストーブなどの安全な取扱い

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか？寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を生じさせないよう、特に次の点に注意するよう心掛けましょう。

使用に当たっての注意事項

- ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- ストーブの上方に洗濯物等を干さないこと。
- カーテンなどがストーブに接触しないように離して使用すること。
- ストーブの近くでスプレー缶等の引火の危険性があるものを使用しないこと。また、放置しないこと。

使用方法

- 取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用する。
- 石油ストーブに灯油を給油する場合、必ず火を消してから行うこと。
- 石油タンクがカートリッジ式のストーブは、給油後、タンクのふたを確実に締めること。
- できるだけ一定以上の震動を感じたり転倒した場合、自動的に消火する対震自動消火装置付きのストーブを使用すること。

点検及び消火の確認

- 点火後は炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
- 就寝時や外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

設置方法

- 転倒防止のため、段差の無い床面に設置すること。
- 地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは必ず固定すること。また、煙突がついているものは、金属の支線等を使用して固定すること。

点検・整備

- 暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は販売店等に修理を依頼すること。

危険物（石油）の保管

- 灯油用の容器は金属製又はポリエチレン製で、適合性に係る推奨ラベルもしくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
- 保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

その他

- 締め切った部屋で石油ストーブを長時間使用すると、一酸化炭素中毒の危険性があるため、定期的に換気し新鮮な空気を取り入れること。

平成27年産経営所得安定対策の ゲタ・ナラシ対策に加入しましょう！！

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者は、27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも規模要件はかかりません。担い手の方が幅広く加入できるようになります。

まだ認定農業者等の担い手となっておられない方は、27年産の加入申請期限（27年6月末）までに、認定農業者や認定新規就農者となっていただくか、集落営農に参加していただくこと等が必要です。お早めに準備をお願いします！

◇ゲタ対策の交付対象作物は、麦、大豆、そば、なたね

◇ナラシ対策の交付対象作物は、米、麦、大豆

経営所得安定対策等に関するご相談やお問い合わせは、

農林水産省近畿農政局東近江地域センター

☎0748-23-3842 フリーダイヤル 0120-38-3786

または、甲良町農業再生協議会 ☎38-5069

（甲良町産業課・JA東びわこ東部営農センターへ）



楽しかったよ! ほっと館フェスタ 秋まつり

去る10月30日、ほっと館フェスタ秋まつりを開催しました。今年ハロウィンをテーマにした飾り付けや楽しい遊びのコーナーを設けました。また甲良町のマスコットキャラクター「ココラちゃん」も登場しました。34組74人の親子が参加され楽しい時間を過ごしました。



ココラちゃんの登場にみんな大喜び!



大道芸ボーイさんの楽しいパフォーマンス



変身コーナーで写真をパチリ!



高く積めたよ! レンガブロック



12月のひろばのお知らせ

★ ぽかぽかタイム ★

美しい音色を聞いて、楽しいひと時を過ごしましょう!

対象 未就園のお子さんと保護者 (または、保護者に代わる方)
持ち物 お茶・ミルク・おむつ・タオルなど
日時 12月19日(金) 10:30~11:30
場所 子育て支援センター
※参加申し込み不要です。



お誕生会をします!

みんなでお祝いしましょう!

日時 12月22日(月) 11:00~
対象 10月・11月・12月生まれで、町内在住の未就園のお子さんと保護者。(または、保護者に代わる方)
※参加申し込み不要です。

お誕生カードをプレゼント!



12月の親子ふれあい教室

東西学区	0歳児	かんがるーくらぶ こあらくらぶ	17日(水)	10:00~11:30 会場 子育て支援センター
東西学区	1歳児	にこにこひろば すくすくひろば	18日(木)	10:00~11:45 会場 子育て支援センター
東西学区	2,3歳児	わいわいひろば のびのびひろば	15日(月)	10:00~11:45 会場 はばたき館

教室の内容等のお問い合わせや参加申し込みは、下記までお願いします。

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎38-8003

12月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				…休館日

♪本の紹介
「本で振り返る2014年」

- 1月** NHK大河「軍師官兵衛」放送開始(1/4)
『実伝 黒田官兵衛』 火坂雅志 / 著《角川学芸出版》
- 2月** ソチオリンピック開催(2/7~)
『フィギアスケート ソチ・オリンピック総特集』《新書館》
- 3月** あべのハルクス全面開業(3/7)
『Hanako 大阪案内 2014』《マガジンハウス》
- 4月** TV番組「花子とアン」により、村岡花子&白蓮チーム!
『腹心の友たちへ』 村岡花子 / 著《河出書房新社》
『白蓮れんれん』 林真理子 / 著《中央公論社》
- 5月** 国際宇宙ステーションで日本初の船長を務めた若田光一さん地球へ帰還(5/14)
『宇宙飛行 行ってみたいわかったこと、伝えたいこと』《マガジンハウス》
- 6月** 富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産に!(6/21)
『世界文化遺産 富岡製糸場と明治のニッポン』 熊谷充晃 / 著《WAVE出版》
- 7月** 安倍内閣、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定(7/1)
『イラストでわかる集団的自衛権』《英和出版社》
- 8月** 朝日新聞が従軍慰安婦報道について、一部に誤報があったと紙面で認める。(8/5)
『「従軍慰安婦」朝日新聞 vs. 文藝春秋』《文藝春秋》
- 9月** 「全米オープン」で錦織圭が準優勝!(9/9)
『錦織圭 15-0』 神 仁司 / 著《美業之日本社》
- 10月** マララさんノーベル平和賞受賞! 赤崎・天野・中村3氏がノーベル物理学賞受賞!
『マララ・ユスフザイ 国連演説 & インタビュー集』《朝日出版社》
『好きなことだけやればいい』 中村 修二 / 著《basilico》

12月の催し物 *図書館の行事は全て無料です。

13日(土) 11:00~11:30 おはなし会	19日(金) 11:00~11:30 びよびよよこのおはなし会
20日(土) 14:00~15:00 クリスマスお楽しみ人形劇(人形劇団おにぎり村)	25日(木) 14:00~16:10 冬休み特別映画会『オズ はじまりの戦い』
27日(土) 14:00~15:30 名作映画会『父の詫び状』	28日(日) 14:00~15:35 子どもえいが会『くるみわり人形』

☆☆12月の展示☆☆

山田智也さん絵画展
12月3日から25日まで。

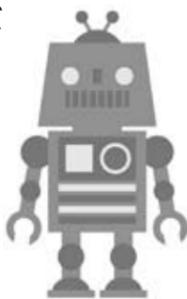
☆☆お知らせ☆☆

図書館は年内は28日まで開館、年始は1月7日より開館とさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますがよろしくお祈りします。

彦根工業高等学校 生徒作品展示会の開催

彦根工業高校の生徒が一生懸命作った作品を見に来ませんか？手作りロボット操作などの体験もできます。また、ご来場の方には記念品（数量限定）をお渡しします。

- ◇日時 12月13日（土）10:30～17:00
- ◇場所 ビバシティ彦根 1階センターモールおよびプラザ
- ◆ものづくり作品など彦根の技術力の結晶を一同に展示します！
- ◆無料でご参加いただけます！ロボット操縦者集まれ！



統計 平成26年工業統計調査を実施します



政府統計



工業統計キャラクター
コウちゃん

- 平成26年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成26年12月31日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・滋賀県・甲良町

統計 2015年農林業センサスにご協力ください

平成27年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

平成26年12月から農林業を営んでいる皆様のところへ調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ぜひご協力ください。



農林水産省・滋賀県・甲良町

あなたの夢が拓きます **放送大学**

4月入学生募集中！

〔第1回募集〕平成26年12月1日～平成27年2月28日

〔第2回募集〕平成27年3月1日～平成27年3月20日

※詳細については、学生募集要項・ホームページにてご確認ください。

出願書は無料でお送りします。気軽にお電話ください。

放送大学 滋賀学習センター Tel. 077-545-0362

〒520-2123 大津市瀬田大江町横谷1-5 龍谷大学瀬田キャンパス内

広告募集



詳しくは ☎ 38-5061 企画監理課へ

プール
&
お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://izumi21.net/> 営業時間 12:45～20:00

〔水泳教室受講手続き〕
教室の受講料と印鑑をご持参の上、
温水プール受付まで。

※詳しくは、問合先までご連絡下さい。

成人スイミング教室 ウキウキウォーキング 生徒大募集!!

（ジュニアスイミング教室に受講をご希望の方は、一度お電話でお確かめ下さい。）

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

曜日・時間	対象	◎受講料:4,000円 募集(空き状態)
水曜日 午後5時～6時	4歳～未就学児	予約
水曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	5名
金曜日 午後5時～6時	小学1～2年生	予約
金曜日 午後6時～7時	小学3～4年生	若干名
土曜日 午後3時～4時	4歳～未就学児	予約
土曜日 午後4時～5時	小学1～2年生	予約
土曜日 午後5時～6時	小学3～4年生	予約
土曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	予約

26年1月お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
				1 休館日	2 休館日	3 休館日
4	5	6 休館日	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日
11	12	13 休館日	14 教室日	15	16 教室日	17 教室日
18	19	20 休館日	21 教室日	22	23 教室日	24 教室日
25	26	27 休館日	28 教室日	29	30 教室日	31 教室日

■休館日

長期アルバイト募集!!

プール監視員

※主な仕事内容は、その場の安全確認を常に行うという仕事になります。その他、簡単な清掃・片付けなど。

- ◎資格 18歳(高卒以上)～35歳ぐらいまで
- ◎時間 1)13:00～22:00 2)17:00～22:00 3)13:00～18:00
シフト制
- ◎時給 750円～
- ◎休日 火曜日(7・8月は除く)
- ◎その他 ユニホーム貸与、交通費支給(当社規定)、マイカー通勤可

平日のみ、土日のみ
など応相談!!

まずはお気軽にお電話下さい。

香良の湯

広いお風呂でのんびり入浴
心も体もしっかり温まり
休憩所でゆっくり

利用料 1回につき

◎大人 250円(中学生以上)

◎小人 150円(小学生)

※身体障害者手帳をお持ちの方は
各利用料が割引となります。

シルバーデイ(毎週金曜日)

※甲良町にお住まいの65歳以上
の方は無料となります。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155

※温水プール・香良の湯の施設には、エレベーター
はございません。階段でのご利用となります。

道の駅 せせらぎの里こうら



<営業日> 年中無休
(※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 午前9時～午後6時

<電話番号> 38-2744

甘みと酸味のバランスが絶妙な甲良産いちごの販売がはじまるよ！
もうすぐ楽しいクリスマス！サンタの帽子にそっくりな赤いいちご
で家族団らんの一時を過ごしてみては？

ひこね市文化プラザ 発売中のおすすめイベント

北欧のクリスマス ～オーロラと森の国、ラップランドの世界～

平成26年12月25日(木) メッセホール
19:00開演 18:00開場



映画「アナと雪の女王」のオープニング曲
「ヴェリィ」を作曲したフローデ・フェルハイム
が緊急来日。映像と音楽でその世界観を表現する
メッセホールライブが実現

※チケットドリンク付き シングル2,500円 ヘア4,000円
※未就学児入場不可 学生1,000円 障がい者2,250円
学生・障がい者はひこね市文化プラザチケットセンターのみの取り扱い

【全席自由】

ひこね市民大学特別講座 第3講 中島誠之助講演会 「あなたも分かる ホンモノとニセモノ」

平成27年1月17日(土) グランドホール
14:00開講 13:30開場



「世の中すべてホンモノとニセモノがある」
プロがだまされるニセモノと素人が喜ぶホンモノの
違いなどを、古美術鑑定家として、美術品の真贋を
見定めてきた中島誠之助がテレビ・鑑定団の裏話を
交えて語ります。

【全席自由】
一般2,000円 学生券1,000円 ※未就学児入場不可

ひこね市文化プラザチケットセンター 0749-27-5200

※窓口営業9:00～19:00 ※チケット価格はすべて税込です。インターネットでのご予約も可能です。

月曜休館(月曜が祝日の場合、その翌日が休館)

<http://bunpla.jp/>

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

12月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6ヶ月健診	16日(火)	13:00～13:30	H25年4月・5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月	17日(水)	13:00～13:10	H26年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
乳児健診10ヶ月	17日(水)	13:30～13:40	H26年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	19日(金)	13:30～15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

平成27年1月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	8日(木)	9:30～10:00	H24年5月・6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
こころの健康相談	9日(金)	9:30～11:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

問合先 保健福祉課 ☎ 38-3314 / 38-5151

ひとのうごき

< >内は前月との比較
H26.11.1 現在

総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,586 <- 1 >	506	2,173	907
女	3,930 <- 4 >	461	2,206	1,263
合計	⑦ 7,516 <- 5 >	967	4,379	② 2,170
世帯数	2,561 <+ 5 >	① ÷ ⑦ = 高齢化率 28.87% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

放射線量 11月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
11月4日(火)	午前9時	☀	0.079 μSv/h
11月17日(月)	午前9時	☁	0.081 μSv/h

※ μSv/h (マイクロシーベルト/時)

測定の場所：甲良町役場庁舎前 地上から約1m

測定の方法：3回測定し、その平均値を測定結果とする

測定機器：環境放射線モニタ (PA-1000)

(測定範囲：0.001～9.999 μSv/h)

2014年(平成26年)12月号 通巻第427号

発行/甲良町企画監理課
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail: kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は12月4日(木)・18日(木)

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票 ②戸籍(婚姻・出生・死亡など)
③印鑑登録・証明など ④所得証明
⑤評価証明 ⑥納税証明 ⑦各税金の納付

閉庁時間帯 (休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく
場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例) 免許証、パスポートなど

問合先 住民課 ☎38-5063 税務課 ☎38-5064